

令和8年 第1回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和8年1月23日

○議案

- 議案第1号 選挙人名簿登録の移替えの延期に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第2号 衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について
- 議案第3号 衆議院議員総選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について
- 議案第4号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について
- 議案第5号 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第6号 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について
- 議案第7号 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区におけるポスター掲示場の設置場所について
- 議案第8号 最高裁判所裁判官国民審査につき審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所について
- 議案第9号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第10号 在外選挙人名簿に登録する者について

その他

- 次回開催日 令和8年1月26日（月）10：00～ 区長応接室
- 次々回開催日 令和8年1月27日（火）18：00～ 区長応接室

議案第1号

選挙人名簿登録の移替えの延期に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年1月23日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

## 専決第1号

### 選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を定める必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和8年1月19日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

### 移替えを延期する期間

令和8年1月19日から令和8年2月8日まで

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

(登録の移替え)

第十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

## 議案第2号

衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和8年1月23日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

郵便等をもって発送を開始する日

令和8年1月26日

(根拠)

議決 公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項、第65条の13第1項による読替後の第53条第1項の規定による。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第五十三条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに(第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日(郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日)以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

一 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項及び第三項において同じ。)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条第一項	選挙人名簿又は 第四十八条の二第一項各号	在外選挙人名簿又は 第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項各号
	を記入し、	及び在外選挙人名簿に登録されている選挙人の投票に用いるべきものである旨を記入し、
	その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、	当該選挙人の在外選挙人証に
	当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨	投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日

【参考 読替後の第五十三条第一項】

市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき在外選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類及び在外選挙人名簿に登録されている選挙人の投票に用いるべきものである旨を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに(第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日(郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日)以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、当該選挙人の在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日を記入しなければならない。

## 議案第3号

衆議院議員総選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和8年1月23日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

交付又は郵便等をもって発送を開始する日

令和8年1月25日

(根拠)

議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

(特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

第五十九条の五の四

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

## 議案第4号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和8年1月23日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

福岡市中央区大名二丁目5番31号  
福岡市中央区選挙管理委員会事務局

(根拠)

議決 公職選挙法第49条及び最高裁判所裁判官国民審査法第26条の規定による。

公職選挙法

(不在者投票)

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

## 福市中選告示第 号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定めた。

令和8年1月26日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

福岡市中央区大名二丁目5番31号  
福岡市中央区選挙管理委員会事務局

## 議案第5号

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区における中央区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和8年1月23日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号  
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和8年1月27日 午後6時から

(根拠)

議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

第一百七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行った後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

告示 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号)第35条第3項

第三十五条

3 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第一百七十五条第三項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

## 福市中選告示第 号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区における中央区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和8年1月26日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号  
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和8年1月27日 午後6時から

## 議案第6号

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区における中央区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和8年1月23日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。  
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
  - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
  - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第2とする。  
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

第百七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行った後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

## 議案第7号

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区におけるポスター掲示場の設置場所について

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和8年1月23日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第144条の2の規定による。

(ポスター掲示場)

- 第百四十四条の二 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。
- 2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。
  - 3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。
  - 4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。
  - 5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定め、あらかじめ告示する日から第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。
  - 6 前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。
  - 7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。
  - 8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。
  - 9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。
  - 10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

ポスター掲示場 設置場所一覧表

投票区		設置場所		
1	春吉第一	1	西中洲6番27号	十八親和銀行ビル駐車場フェンス
1	春吉第一	2	春吉一丁目17番38号	春吉小学校正門横
1	春吉第一	3	春吉一丁目17番38号	春吉小学校東門横
1	春吉第一	4	春吉一丁目17番38号	春吉小学校南側
1	春吉第一	5	春吉一丁目17番	春吉公園西側
1	春吉第一	6	渡辺通四丁目6番2号	パーキング303駐車場フェンス
1	春吉第一	7	渡辺通二丁目1番	電気ビル新館西側
1	春吉第一	8	春吉二丁目3番	六軒屋公園西側
2	春吉第二	1	清川三丁目4番	清川公園北側入口横
2	春吉第二	2	清川一丁目4番1号	ロイヤル渡辺通154駐車場
2	春吉第二	3	清川二丁目12番	清川中公園入口横
2	春吉第二	4	清川三丁目4番	清川公園西側入口横
2	春吉第二	5	清川一丁目3番	清川一丁目3番歩道
2	春吉第二	6	清川一丁目10番	渡辺通パーキング
2	春吉第二	7	清川二丁目3番	アーベイン渡辺通り南前
2	春吉第二	8	清川二丁目22番8号	FBS福岡放送本社北側
3	警固第一	1	警固一丁目11番1号	警固小学校正門横
3	警固第一	2	警固三丁目13番18号	西光寺入口横
3	警固第一	3	警固二丁目11番	警固本町公園
3	警固第一	4	警固二丁目8番1号	筑紫女学園高等学校北側
3	警固第一	5	薬院二丁目13番	薬院北公園前
3	警固第一	6	警固三丁目13番	警固一号公園入口横
3	警固第一	7	警固三丁目6番	クラシオン桜坂北側
3	警固第一	8	警固二丁目7番	筑紫女学園高等学校グランド南側
4	警固第二	1	今泉一丁目8番	今泉公園西側北角
4	警固第二	2	今泉一丁目8番	今泉公園東南角
4	警固第二	3	薬院一丁目2番	薬院記念公園東南角
4	警固第二	4	今泉二丁目1番	天神南コイン駐車場フェンス北側
4	警固第二	5	今泉一丁目19番	若宮神社前
4	警固第二	6	今泉二丁目3番	アットパーク今泉二丁目フェンス
4	警固第二	7	警固一丁目11番1号	警固小学校東側
4	警固第二	8	今泉二丁目4番17号	青龍山 長圓寺
5	大名	1	大名一丁目12番	福岡歯科衛生専門学校前
5	大名	2	大名二丁目5番31号	中央区役所東側
5	大名	3	天神一丁目1番	天神中央公園西側
5	大名	4	天神二丁目2番	警固公園北西側
5	大名	5	大名二丁目5番31号	中央区役所前
5	大名	6	天神一丁目8番1号	福岡市役所南西側
5	大名	7	大名一丁目9番55号	大名郵政アパート

6	赤坂	1	赤坂二丁目5番5号	中央体育館東角
6	赤坂	2	桜坂一丁目13番	桜坂公園南西側
6	赤坂	3	赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校正門前
6	赤坂	4	赤坂二丁目6番	九電大濠変電所前
6	赤坂	5	赤坂一丁目13番12号	ホンダカーズ福岡赤坂店駐車場西側
6	赤坂	6	赤坂二丁目5番23号	警固中学校正門横
6	赤坂	7	桜坂三丁目11番	七隈線桜坂駅1番出入口
6	赤坂	8	赤坂三丁目10番	赤坂公園入口横フェンス
7	舞鶴	1	舞鶴三丁目4番	浜の町公園前
7	舞鶴	2	舞鶴二丁目5番	舞鶴小学校第2放課後児童クラブ前
7	舞鶴	3	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴公民館花壇
7	舞鶴	4	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校北側
7	舞鶴	5	舞鶴一丁目7番	長浜公園南側
7	舞鶴	6	舞鶴一丁目7番	長浜公園西側
7	舞鶴	7	天神五丁目2番2号	県立美術館前駐車場
7	舞鶴	8	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校西側
8	箕子第一	1	港二丁目1番	福崎公園東側
8	箕子第一	2	大手門二丁目1番	ローソン福岡西鉄大手門ビル店前植樹帯
8	箕子第一	3	大手門三丁目15番	箕子公園西側
8	箕子第一	4	港二丁目	かもめ広場西側
8	箕子第一	5	港二丁目	かもめ広場駐車場南側
8	箕子第一	6	港二丁目1番	福崎公園西側
8	箕子第一	7	荒津二丁目1番	荒津公園前
8	箕子第一	8	港三丁目4番6号	ヤマト運輸(株)駐車場フェンス
9	箕子第二	1	荒戸一丁目1番	大濠公園駅2番出入口
9	箕子第二	2	城内10番	舞鶴公園第2駐車場横
9	箕子第二	3	城内2番	大濠公園駅5番出入口
9	箕子第二	4	城内2番	五号堀前
9	箕子第二	5	城内1番	平和台陸上競技場北側入口横
9	箕子第二	6	城内2番	旧舞鶴中学校前
9	箕子第二	7	大手門三丁目15番	箕子公園南入口横
10	当仁第一	1	西公園12番	福岡教育大学附属福岡中学校プール観覧席下
10	当仁第一	2	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校運動場前
10	当仁第一	3	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校テニスコート前
10	当仁第一	4	大濠公園1番1号	かんぼ生命福岡事務サービスセンター前
10	当仁第一	5	西公園14番30号	中央市民プール前
10	当仁第一	6	荒戸三丁目5番	福岡教育大学附属福岡中学校グランド南側フェンス
10	当仁第一	7	荒戸二丁目2番49号	金光教福岡教会前
10	当仁第一	8	伊崎14番	伊崎公園前

11	当仁第二	1	唐人町一丁目 8 番53号	成道寺北側
11	当仁第二	2	唐人町三丁目 2 番	唐人町公園前
11	当仁第二	3	唐人町三丁目 1 番45号	当仁小学校西門横
11	当仁第二	4	唐人町三丁目 1 番45号	当仁小学校西南角
11	当仁第二	5	唐人町三丁目 3 番	唐人町北公園前
11	当仁第二	6	唐人町三丁目 1 番45号	当仁小学校北東塀
11	当仁第二	7	黒門 8 番	唐人町駅 5 番出入口
11	当仁第二	8	唐人町一丁目 4 番	唐人町駅 4 番出入口
12	南当仁第一	1	大濠一丁目 2 番36号	福岡管区气象台西側
12	南当仁第一	2	鳥飼二丁目 8 番 7 号	県営住宅鳥飼団地 7 棟西側
12	南当仁第一	3	鳥飼二丁目 4 番61号	南当仁小学校東側体育館前
12	南当仁第一	4	鳥飼二丁目 4 番61号	南当仁小学校東側
12	南当仁第一	5	鳥飼二丁目 4 番61号	南当仁小学校西側
12	南当仁第一	6	大濠一丁目 7 番16号	大濠聖母幼稚園西側
12	南当仁第一	7	大濠公園 1 番	大濠公園西側
12	南当仁第一	8	鳥飼一丁目 4 番	鳥飼 3 号公園前
13	南当仁第二	1	地行二丁目16番	地行公園西側
13	南当仁第二	2	地行一丁目15番18号	傳照寺北側
13	南当仁第二	3	地行浜二丁目 1 番	市立福岡中央特別支援学校
13	南当仁第二	4	地行三丁目15番 1 号	市営地行住宅 1 棟東側フェンス
13	南当仁第二	5	地行三丁目16番12号	クラシオン地行
13	南当仁第二	6	地行四丁目18番	地行北緑地
13	南当仁第二	7	地行浜一丁目 3 番	地行浜西公園東側
13	南当仁第二	8	地行一丁目 3 番	明治通北側街路樹帯
14	南当仁第三	1	今川二丁目 3 番23号	金龍寺東側
14	南当仁第三	2	今川二丁目 8 番	西町公園北側
14	南当仁第三	3	今川二丁目 8 番	西町公園東側
14	南当仁第三	4	鳥飼三丁目10番	鳥飼 2 号公園北西側公園内
14	南当仁第三	5	鳥飼三丁目 7 番	鳥飼倶楽部正面横
14	南当仁第三	6	鳥飼三丁目 3 番	埴安神社前
14	南当仁第三	7	鳥飼一丁目 5 番27号	鳥飼第 2 ポンプ場前
15	高宮	1	白金二丁目15番40号	高宮小学校正門横
15	高宮	2	高砂一丁目16番	高砂公園南側
15	高宮	3	白金二丁目 4 番	白金公園南側
15	高宮	4	那の川二丁目 8 番10号	エルパルケ平尾南側植栽帯
15	高宮	5	清川三丁目17番11号	百年橋リハビリテーション病院南側
15	高宮	6	白金二丁目15番40号	高宮小学校南側
15	高宮	7	白金一丁目14番	白金280号線水路沿植樹帯
15	高宮	8	白金一丁目17番 1 号	福岡市水道局駐車場フェンス
15	高宮	9	那の川二丁目10番18号	N T T 平尾ビル南側

16	一本木	1	大宮一丁目4番	大宮335号線水路沿植樹帯
16	一本木	2	大宮二丁目4番	大宮321号線水路沿植樹帯
16	一本木	3	大宮二丁目2番	一本木公園南側
16	一本木	4	大宮二丁目2番	一本木公園北側
16	一本木	5	平尾二丁目6番	平尾出張所移転地植樹帯
16	一本木	6	平尾二丁目2番15号	(株)スズキ自販福岡駐車場フェンス
16	一本木	7	大宮二丁目6番1号	ロイヤルホスト平尾店北側
16	一本木	8	平尾一丁目7番1号	クラーク記念国際高等学校
17	平尾	1	平尾三丁目29番1号	平尾小学校正門横
17	平尾	2	平尾三丁目29番1号	平尾小学校東門横
17	平尾	3	平尾三丁目29番1号	平尾小学校南東角
17	平尾	4	平尾三丁目20番57号	福岡中央高校南東
17	平尾	5	平尾四丁目14番	山荘公園南西側
17	平尾	6	平尾四丁目14番	山荘公園南東側
17	平尾	7	平尾五丁目14番	平尾山荘公園南側
17	平尾	8	平尾五丁目14番	平尾2号公園前
18	草ヶ江	1	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校南門角
18	草ヶ江	2	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校裏門横
18	草ヶ江	3	草香江一丁目6番	タイムズ大濠南駐車場(大濠団地跡)
18	草ヶ江	4	六本松四丁目2番6号	MJR六本松西側
18	草ヶ江	5	六本松四丁目2番	七隈線六本松駅1番出入口
18	草ヶ江	6	草香江二丁目17番	草香江公園前
18	草ヶ江	7	六本松四丁目2番	六本松公園東側
18	草ヶ江	8	谷二丁目11番	谷公園入口横
19	小笹	1	小笹四丁目12番	小笹中央公園
19	小笹	2	小笹四丁目4番	小笹団地45棟前
19	小笹	3	小笹四丁目5番	小笹団地正門バス停前
19	小笹	4	小笹四丁目5番	小笹北公園前
19	小笹	5	小笹五丁目15番	増田駐車場西側
19	小笹	6	小笹五丁目15番	増田駐車場東側
19	小笹	7	小笹四丁目5番1号	小笹団地集会所前
20	梅光園	1	梅光園三丁目2番	アーベインルネス友泉集会所前(観光道路側)
20	梅光園	2	梅光園三丁目5番1号	フローレンス梅光園グランドアーク南側
20	梅光園	3	梅光園団地18番	梅光園団地南側UR都市機構フェンス
20	梅光園	4	梅光園団地1番	梅光園団地駐車場北側
20	梅光園	5	梅光園一丁目2番27号	梅光園ポンプ場南側
20	梅光園	6	梅光園二丁目26番	梅光園公園東側
20	梅光園	7	梅光園二丁目14番	市営梅光園住宅

21	福浜	1	福浜一丁目2番1号	福浜小学校正門横
21	福浜	2	福浜一丁目2番2号	福浜公民館南側
21	福浜	3	福浜一丁目5番2号	福浜市営住宅2棟集会所入口横
21	福浜	4	福浜一丁目1番15号	福浜市営住宅15棟前
21	福浜	5	福浜一丁目1番13号	伊崎バス停前
21	福浜	6	福浜二丁目5番4号	西公園下住宅4棟前
21	福浜	7	福浜二丁目5番10号	西公園下住宅10棟西側植込
22	小笹南	1	平和五丁目8番15号	合同宿舎平尾住宅前
22	小笹南	2	平和五丁目7番11号	平和中央公園東側
22	小笹南	3	平和五丁目11番1号	平尾中学校東側
22	小笹南	4	平和五丁目11番1号	平尾中学校南側
22	小笹南	5	小笹二丁目4番	小笹南公園前
22	小笹南	6	小笹三丁目10番5号	小笹三丁目10番住宅裏フェンス
22	小笹南	7	小笹三丁目2番	小笹公園前
22	小笹南	8	平和三丁目13番2号	平和三丁目住宅2棟東側植込
23	笹丘	1	笹丘一丁目22番1号	友泉中学校西側
23	笹丘	2	笹丘一丁目28番74号	イオンスタイル笹丘西側駐車場出口
23	笹丘	3	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校北東側
23	笹丘	4	笹丘一丁目22番1号	友泉中学校東側
23	笹丘	5	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校車門横
23	笹丘	6	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校東側
23	笹丘	7	笹丘一丁目13番41号	笹丘公民館隣接植樹帯
23	笹丘	8	輝国二丁目12番	輝国公園前
24	薬院	1	薬院四丁目14番	グランドメゾン浄水ガーデンシティ前(九電体育館跡地)
24	薬院	2	薬院四丁目19番17号	南薬院警察官舎前
24	薬院	3	南公園1番	南公園西門横
24	薬院	4	平尾浄水町9番地	動物園駐車場前
24	薬院	5	浄水通1番	浄水通1号公園
24	薬院	6	薬院三丁目10番	薬院公園入口横
24	薬院	7	薬院四丁目1番18号	合同宿舎東薬院住宅横
24	薬院	8	御所ヶ谷4番11号	十八親和銀行福岡済美寮前
24	薬院	9	薬院3丁目4番	松尾建設(株)福岡支店東側駐車場
25	六本松	1	六本松一丁目11番	草ヶ江老人いこいの家東側
25	六本松	2	六本松一丁目12番1号	大濠高等学校北西角
25	六本松	3	六本松一丁目12番1号	大濠高等学校南東角
25	六本松	4	六本松一丁目1番1号	NHK放送センター入口バス停前
25	六本松	5	六本松一丁目1番1号	護国神社バス停前
25	六本松	6	六本松一丁目11番	六本松2号公園南側
25	六本松	7	谷二丁目3番	谷緑地前
25	六本松	8	六本松三丁目12番	菊池児童公園前

## 福市中選告示第 号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めた。

令和8年2月5日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

投票区		設置場所		
1	春吉第一	1	西中洲6番27号	十八親和銀行ビル駐車場フェンス
1	春吉第一	2	春吉一丁目17番38号	春吉小学校正門横
1	春吉第一	3	春吉一丁目17番38号	春吉小学校東門横
1	春吉第一	4	春吉一丁目17番38号	春吉小学校南側
1	春吉第一	5	春吉一丁目17番	春吉公園西側
1	春吉第一	6	渡辺通四丁目6番2号	パーキング303駐車場フェンス
1	春吉第一	7	渡辺通二丁目1番	電気ビル新館西側
1	春吉第一	8	春吉二丁目3番	六軒屋公園西側
2	春吉第二	1	清川三丁目4番	清川公園北側入口横
2	春吉第二	2	清川一丁目4番1号	ロイヤル渡辺通154駐車場
2	春吉第二	3	清川二丁目12番	清川中公園入口横
2	春吉第二	4	清川三丁目4番	清川公園西側入口横
2	春吉第二	5	清川一丁目3番	清川一丁目3番歩道
2	春吉第二	6	清川一丁目10番	渡辺通パーキング
2	春吉第二	7	清川二丁目3番	アーベイン渡辺通り南前
2	春吉第二	8	清川二丁目22番8号	FBS福岡放送本社北側
3	警固第一	1	警固一丁目11番1号	警固小学校正門横
3	警固第一	2	警固三丁目13番18号	西光寺入口横
3	警固第一	3	警固二丁目11番	警固本町公園
3	警固第一	4	警固二丁目8番1号	筑紫女学園高等学校北側
3	警固第一	5	薬院二丁目13番	薬院北公園前
3	警固第一	6	警固三丁目13番	警固一号公園入口横
3	警固第一	7	警固三丁目6番	クラシオン桜坂北側
3	警固第一	8	警固二丁目7番	筑紫女学園高等学校グランド南側
4	警固第二	1	今泉一丁目8番	今泉公園西側北角
4	警固第二	2	今泉一丁目8番	今泉公園東南角
4	警固第二	3	薬院一丁目2番	薬院記念公園東南角
4	警固第二	4	今泉二丁目1番	天神南コイン駐車場フェンス北側
4	警固第二	5	今泉一丁目19番	若宮神社前
4	警固第二	6	今泉二丁目3番	アットパーク今泉二丁目フェンス
4	警固第二	7	警固一丁目11番1号	警固小学校東側
4	警固第二	8	今泉二丁目4番17号	青龍山 長圓寺
5	大名	1	大名一丁目12番	福岡歯科衛生専門学校前
5	大名	2	大名二丁目5番31号	中央区役所東側
5	大名	3	天神一丁目1番	天神中央公園西側
5	大名	4	天神二丁目2番	警固公園北西側
5	大名	5	大名二丁目5番31号	中央区役所前
5	大名	6	天神一丁目8番1号	福岡市役所南西側
5	大名	7	大名一丁目9番55号	大名郵政アパート

6	赤坂	1	赤坂二丁目5番5号	中央体育館東角
6	赤坂	2	桜坂一丁目13番	桜坂公園南西側
6	赤坂	3	赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校正門前
6	赤坂	4	赤坂二丁目6番	九電大濠変電所前
6	赤坂	5	赤坂一丁目13番12号	ホンダカーズ福岡赤坂店駐車場西側
6	赤坂	6	赤坂二丁目5番23号	警固中学校正門横
6	赤坂	7	桜坂三丁目11番	七隈線桜坂駅1番出入口
6	赤坂	8	赤坂三丁目10番	赤坂公園入口横フェンス
7	舞鶴	1	舞鶴三丁目4番	浜の町公園前
7	舞鶴	2	舞鶴二丁目5番	舞鶴小学校第2放課後児童クラブ前
7	舞鶴	3	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴公民館花壇
7	舞鶴	4	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校北側
7	舞鶴	5	舞鶴一丁目7番	長浜公園南側
7	舞鶴	6	舞鶴一丁目7番	長浜公園西側
7	舞鶴	7	天神五丁目2番2号	県立美術館前駐車場
7	舞鶴	8	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校西側
8	箕子第一	1	港二丁目1番	福崎公園東側
8	箕子第一	2	大手門二丁目1番	ローソン福岡西鉄大手門ビル店前植樹帯
8	箕子第一	3	大手門三丁目15番	箕子公園西側
8	箕子第一	4	港二丁目	かもめ広場西側
8	箕子第一	5	港二丁目	かもめ広場駐車場南側
8	箕子第一	6	港二丁目1番	福崎公園西側
8	箕子第一	7	荒津二丁目1番	荒津公園前
8	箕子第一	8	港三丁目4番6号	ヤマト運輸(株)駐車場フェンス
9	箕子第二	1	荒戸一丁目1番	大濠公園駅2番出入口
9	箕子第二	2	城内10番	舞鶴公園第2駐車場横
9	箕子第二	3	城内2番	大濠公園駅5番出入口
9	箕子第二	4	城内2番	五号堀前
9	箕子第二	5	城内1番	平和台陸上競技場北側入口横
9	箕子第二	6	城内2番	旧舞鶴中学校前
9	箕子第二	7	大手門三丁目15番	箕子公園南入口横
10	当仁第一	1	西公園12番	福岡教育大学附属福岡中学校プール観覧席下
10	当仁第一	2	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校運動場前
10	当仁第一	3	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校テニスコート前
10	当仁第一	4	大濠公園1番1号	かんぼ生命福岡事務サービスセンター前
10	当仁第一	5	西公園14番30号	中央市民プール前
10	当仁第一	6	荒戸三丁目5番	福岡教育大学附属福岡中学校グラウンド南側フェンス
10	当仁第一	7	荒戸二丁目2番49号	金光教福岡教会前
10	当仁第一	8	伊崎14番	伊崎公園前

11	当仁第二	1	唐人町一丁目8番53号	成道寺北側
11	当仁第二	2	唐人町三丁目2番	唐人町公園前
11	当仁第二	3	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校西門横
11	当仁第二	4	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校西南角
11	当仁第二	5	唐人町三丁目3番	唐人町北公園前
11	当仁第二	6	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校北東塀
11	当仁第二	7	黒門8番	唐人町駅5番出入口
11	当仁第二	8	唐人町一丁目4番	唐人町駅4番出入口
12	南当仁第一	1	大濠一丁目2番36号	福岡管区气象台西側
12	南当仁第一	2	鳥飼二丁目8番7号	県営住宅鳥飼団地7棟西側
12	南当仁第一	3	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校東側体育館前
12	南当仁第一	4	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校東側
12	南当仁第一	5	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校西側
12	南当仁第一	6	大濠一丁目7番16号	大濠聖母幼稚園西側
12	南当仁第一	7	大濠公園1番	大濠公園西側
12	南当仁第一	8	鳥飼一丁目4番	鳥飼3号公園前
13	南当仁第二	1	地行二丁目16番	地行公園西側
13	南当仁第二	2	地行一丁目15番18号	傳照寺北側
13	南当仁第二	3	地行浜二丁目1番	市立福岡中央特別支援学校
13	南当仁第二	4	地行三丁目15番1号	市営地行住宅1棟東側フェンス
13	南当仁第二	5	地行三丁目16番12号	クラシオン地行
13	南当仁第二	6	地行四丁目18番	地行北緑地
13	南当仁第二	7	地行浜一丁目3番	地行浜西公園東側
13	南当仁第二	8	地行一丁目3番	明治通北側街路樹帯
14	南当仁第三	1	今川二丁目3番23号	金龍寺東側
14	南当仁第三	2	今川二丁目8番	西町公園北側
14	南当仁第三	3	今川二丁目8番	西町公園東側
14	南当仁第三	4	鳥飼三丁目10番	鳥飼2号公園北西側公園内
14	南当仁第三	5	鳥飼三丁目7番	鳥飼倶楽部正面横
14	南当仁第三	6	鳥飼三丁目3番	埴安神社前
14	南当仁第三	7	鳥飼一丁目5番27号	鳥飼第2ポンプ場前
15	高宮	1	白金二丁目15番40号	高宮小学校正門横
15	高宮	2	高砂一丁目16番	高砂公園南側
15	高宮	3	白金二丁目4番	白金公園南側
15	高宮	4	那の川二丁目8番10号	エルパルケ平尾南側植栽帯
15	高宮	5	清川三丁目17番11号	百年橋リハビリテーション病院南側
15	高宮	6	白金二丁目15番40号	高宮小学校南側
15	高宮	7	白金一丁目14番	白金280号線水路沿植樹帯
15	高宮	8	白金一丁目17番1号	福岡市水道局駐車場フェンス
15	高宮	9	那の川二丁目10番18号	N T T平尾ビル南側

16	一本木	1	大宮一丁目4番	大宮335号線水路沿植樹帯
16	一本木	2	大宮二丁目4番	大宮321号線水路沿植樹帯
16	一本木	3	大宮二丁目2番	一本木公園南側
16	一本木	4	大宮二丁目2番	一本木公園北側
16	一本木	5	平尾二丁目6番	平尾出張所移転地植樹樹
16	一本木	6	平尾二丁目2番15号	(株)スズキ自販福岡駐車場フェンス
16	一本木	7	大宮二丁目6番1号	ロイヤルホスト平尾店北側
16	一本木	8	平尾一丁目7番1号	クラーク記念国際高等学校
17	平尾	1	平尾三丁目29番1号	平尾小学校正門横
17	平尾	2	平尾三丁目29番1号	平尾小学校東門横
17	平尾	3	平尾三丁目29番1号	平尾小学校南東角
17	平尾	4	平尾三丁目20番57号	福岡中央高校南東
17	平尾	5	平尾四丁目14番	山荘公園南西側
17	平尾	6	平尾四丁目14番	山荘公園南東側
17	平尾	7	平尾五丁目14番	平尾山荘公園南側
17	平尾	8	平尾五丁目14番	平尾2号公園前
18	草ヶ江	1	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校南門角
18	草ヶ江	2	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校裏門横
18	草ヶ江	3	草香江一丁目6番	タイムズ大濠南駐車場(大濠団地跡)
18	草ヶ江	4	六本松四丁目2番6号	MJR六本松西側
18	草ヶ江	5	六本松四丁目2番	七隈線六本松駅1番出入口
18	草ヶ江	6	草香江二丁目17番	草香江公園前
18	草ヶ江	7	六本松四丁目2番	六本松公園東側
18	草ヶ江	8	谷二丁目11番	谷公園入口横
19	小笹	1	小笹四丁目12番	小笹中央公園
19	小笹	2	小笹四丁目4番	小笹団地45棟前
19	小笹	3	小笹四丁目5番	小笹団地正門バス停前
19	小笹	4	小笹四丁目5番	小笹北公園前
19	小笹	5	小笹五丁目15番	増田駐車場西側
19	小笹	6	小笹五丁目15番	増田駐車場東側
19	小笹	7	小笹四丁目5番1号	小笹団地集会所前
20	梅光園	1	梅光園三丁目2番	アーバインルネス友泉集会所前(観光道路側)
20	梅光園	2	梅光園三丁目5番1号	フローレンス梅光園グランドアーク南側
20	梅光園	3	梅光園団地18番	梅光園団地南側UR都市機構フェンス
20	梅光園	4	梅光園団地1番	梅光園団地駐車場北側
20	梅光園	5	梅光園一丁目2番27号	梅光園ポンプ場南側
20	梅光園	6	梅光園二丁目26番	梅光園公園東側
20	梅光園	7	梅光園二丁目14番	市営梅光園住宅

21	福浜	1	福浜一丁目2番1号	福浜小学校正門横
21	福浜	2	福浜一丁目2番2号	福浜公民館南側
21	福浜	3	福浜一丁目5番2号	福浜市営住宅2棟集会所入口横
21	福浜	4	福浜一丁目1番15号	福浜市営住宅15棟前
21	福浜	5	福浜一丁目1番13号	伊崎バス停前
21	福浜	6	福浜二丁目5番4号	西公園下住宅4棟前
21	福浜	7	福浜二丁目5番10号	西公園下住宅10棟西側植込
22	小笹南	1	平和五丁目8番15号	合同宿舎平尾住宅前
22	小笹南	2	平和五丁目7番11号	平和中央公園東側
22	小笹南	3	平和五丁目11番1号	平尾中学校東側
22	小笹南	4	平和五丁目11番1号	平尾中学校南側
22	小笹南	5	小笹二丁目4番	小笹南公園前
22	小笹南	6	小笹三丁目10番5号	小笹三丁目10番住宅裏フェンス
22	小笹南	7	小笹三丁目2番	小笹公園前
22	小笹南	8	平和三丁目13番2号	平和三丁目住宅2棟東側植込
23	笹丘	1	笹丘一丁目22番1号	友泉中学校西側
23	笹丘	2	笹丘一丁目28番74号	イオンスタイル笹丘西側駐車場出口
23	笹丘	3	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校北東側
23	笹丘	4	笹丘一丁目22番1号	友泉中学校東側
23	笹丘	5	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校車門横
23	笹丘	6	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校東側
23	笹丘	7	笹丘一丁目13番41号	笹丘公民館隣接植樹帯
23	笹丘	8	輝国二丁目12番	輝国公園前
24	薬院	1	薬院四丁目14番	グランドメゾン浄水ガーデンシティ前 (九電体育館跡地)
24	薬院	2	薬院四丁目19番17号	南薬院警察官舎前
24	薬院	3	南公園1番	南公園西門横
24	薬院	4	平尾浄水町9番地	動物園駐車場前
24	薬院	5	浄水通1番	浄水通1号公園
24	薬院	6	薬院三丁目10番	薬院公園入口横
24	薬院	7	薬院四丁目1番18号	合同宿舎東薬院住宅横
24	薬院	8	御所ヶ谷4番11号	十八親和銀行福岡済美寮前
24	薬院	9	薬院3丁目4番	松尾建設(株)福岡支店東側駐車場
25	六本松	1	六本松一丁目11番	草ヶ江老人いこいの家東側
25	六本松	2	六本松一丁目12番1号	大濠高等学校北西角
25	六本松	3	六本松一丁目12番1号	大濠高等学校南東角
25	六本松	4	六本松一丁目1番1号	NHK放送センター入口バス停前
25	六本松	5	六本松一丁目1番1号	護国神社バス停前
25	六本松	6	六本松一丁目11番	六本松2号公園南側
25	六本松	7	谷二丁目3番	谷緑地前
25	六本松	8	六本松三丁目12番	菊池児童公園前

## 議案第8号

最高裁判所裁判官国民審査につき審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所  
について

令和8年2月8日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査につき、審査に付される裁判官  
の氏名等の掲示を行う場所を次のように定め、告示する。

令和8年1月23日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

(根拠)

議決 最高裁判所裁判官国民審査法第52条及び同法施行令第19条の規定による。

最高裁判所裁判官国民審査法

(裁判官の氏名の掲示)

第五十二条 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名等の掲示をしなければならない。

施行令

(裁判官の氏名等の掲示)

第十九条 市町村の選挙管理委員会は、審査の告示の日の翌日(法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日)から審査の当日までの間、一投票区につき一箇所以上、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、裁判官の氏名等の掲示をしなければならない。

告示 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程(昭和23年福岡県選挙管理委員会規程第21号)第1条の規定による。

(裁判官の氏名の掲示)

第一条 裁判官の氏名等の掲示の場所については、あらかじめ、当該市町村選挙管理委員会が定めて告示しなければならない。

## 氏名等掲示設置場所一覧

投票区	掲示場所	
春吉第一	春吉一丁目17番38号	春吉小学校正門横
春吉第二	清川一丁目4番1号	ロイヤル渡辺通154駐車場
警固第一	警固一丁目11番1号	警固小学校正門横
警固第二	警固一丁目11番1号	警固小学校東側
大名	大名二丁目5番31号	中央区役所東側
赤坂	赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校正門前
舞鶴	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴公民館花壇
箕子第一	大手門三丁目15番	箕子公園西側
箕子第二	大手門三丁目15番	箕子公園南入口横
当仁第一	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校テニスコート前
当仁第二	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校西門横
南当仁第一	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校東側体育館前
南当仁第二	地行浜二丁目1番	市立福岡中央特別支援学校
南当仁第三	鳥飼三丁目7番	鳥飼倶楽部正面横
高宮	白金二丁目15番40号	高宮小学校正門横
一本木	大宮二丁目2番	一本木公園南側
平尾	平尾三丁目29番1号	平尾小学校正門横
草ヶ江	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校南門角
小笹	小笹四丁目5番1号	小笹団地集会所前
梅光園	梅光園団地1番	梅光園団地駐車場北側
福浜	福浜一丁目2番2号	福浜公民館南側
小笹南	平和五丁目12番	平和中央公園東側
笹丘	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校車門横
薬院	薬院四丁目14番	グランドメゾン浄水ガーデンシティ前（九電体育館跡地）
六本松	六本松一丁目11番	草ヶ江老人いこいの家東側

## 福市中選告示第 号

令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を次のように定めた。

令和8年2月5日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

投票区	掲示場所	
春吉第一	春吉一丁目17番38号	春吉小学校正門横
春吉第二	清川一丁目4番1号	ロイヤル渡辺通154駐車場
警固第一	警固一丁目11番1号	警固小学校正門横
警固第二	警固一丁目11番1号	警固小学校東側
大名	大名二丁目5番31号	中央区役所東側
赤坂	赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校正門前
舞鶴	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴公民館花壇
簗子第一	大手門三丁目15番	簗子公園西側
簗子第二	大手門三丁目15番	簗子公園南入口横
当仁第一	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校テニスコート前
当仁第二	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校西門横
南当仁第一	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校東側体育館前
南当仁第二	地行浜二丁目1番	市立福岡中央特別支援学校
南当仁第三	鳥飼三丁目7番	鳥飼倶楽部正面横
高宮	白金二丁目15番40号	高宮小学校正門横
一本木	大宮二丁目2番	一本木公園南側
平尾	平尾三丁目29番1号	平尾小学校正門横
草ヶ江	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校南門角
小笹	小笹四丁目5番1号	小笹団地集会所前
梅光園	梅光園団地1番	梅光園団地駐車場北側
福浜	福浜一丁目2番2号	福浜公民館南側
小笹南	平和五丁目12番	平和中央公園東側
笹丘	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校車門横
薬院	薬院四丁目14番	グランドメゾン浄水ガーデンシティ前（九電体育館跡地）
六本松	六本松一丁目11番	草ヶ江老人いこいの家東側

議案第9号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年1月23日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 2人        |
|   | 内訳 国内転入者  | 2人        |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和8年1月23日 |

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

議案第10号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和8年1月23日

福岡市中央区選挙管理委員会  
委員長 楠 正 信

- 1 登録する者の数                    1人
  
- 2 登録する者の氏名等            別紙のとおり
  
- 3 登録年月日                        令和8年1月23日

(根拠)

議決    公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。